

○北海道消費生活条例施行規則

新	旧
<p>(不当な取引方法) 第3条の2 条例第16条第1項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。</p>	<p>(不当な取引方法) 第3条の2 条例第16条第1項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。</p>
<p>別表(第3条の2関係)</p>	<p>別表(第3条の2関係)</p>
<p>4 条例第16条第1項第4号の規定に該当する不当な取引方法</p>	<p>4 条例第16条第1項第4号の規定に該当する不当な取引方法</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 消費者の不幸を予言し、又は示唆し、消費者の不安をあおる言動その他の消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を<u>みだりに用いて</u>、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>(2) 消費者の不幸を予言し、又は示唆し、消費者の不安をあおる言動その他の消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を<u>用いて</u>、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>
<p>(3)～(10) 略</p>	<p>(3)～(10) 略</p>
<p>(11) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、商品を送付し、<u>又は商品等の供給を行い</u>、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>(11) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、<u>消費者の住居等に商品を送付し</u>、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させると。</p>
<p>(12) <u>前号に掲げるもののほか、消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、調査、情報の提供、物品の調達その他の事業活動を実施し、損失の補償その他の名目による負担を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</u></p>	<p>(12) <u>消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等の供給を行い、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</u></p>
<p>(13)～(15) 略</p>	<p>(13)～(15) 略</p>
<p>5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法</p>	<p>5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法</p>
<p>(1)～(8) 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p>
<p>(9) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為により生じた事業者の損害賠償の責任<u>(以下この号において「損害賠償責任」という。)</u>の全部若しくは一部を不当に免除し、若しくは事業者<u>にその損害賠償責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与し、又は引き渡された目的物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しないときに事業者が履行の追完をする責任を一方的に免除する内容の契約を締結させること。</u></p>	<p>(9) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為<u>若しくは契約の目的物の瑕(か)疵(し)</u>により生じた事業者の損害賠償の責任の全部若しくは一部を不当に免除し、<u>又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補する責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。</u></p>
<p>(10) 略</p>	<p>(10) 略</p>
<p>(11) 消費者による契約の解除若しくは取消しの申出、<u>契約の無効の主張若しくは代金若しくは報酬の減額の請求をすることができる権利(以下この号において「契約解除等の権利」という。)</u>を不当に制限し、若しくは放棄させ、又は事業者<u>に契約解除等の権利の有無を決定する権限を付与する内容の契約を締結させること。</u></p>	<p>(11) 消費者による契約の解除若しくは取消しの申出<u>又は契約の無効の主張</u>をすることができる<u>権利を不当に制限する</u>内容の契約を締結させること。</p>
<p>(11)の2 <u>事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる</u></p>	<p>(新設)</p>

る権利を付与する内容の契約を締結させるこ
と。

(12)・(13) 略

(12)・(13) 略